現行	改正	改正理由
国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等 に関する規程	国立大学法人東京農工大学ハラスメント <u>・性暴力等</u> の防止 及び対策等に関する規程	セクシュアルハラ スメントを含む性 暴力等の防止に向 けた取組の更なる
本則	本則	推進に伴う改正
(趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則第34条第2項及び国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則第26条第2項の規定並びに国立大学法人東京農工大学ハラスメント防止及び対策ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)に基づき、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)におけるハラスメントの防止及び対策等に関し、必要な事	(趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則第34条第2項、国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則第26条第2項及び国立大学法人東京農工大学特定有期雇用職員就業規則第31条第2項の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)におけるハラスメント・性暴力等の防止及び対策等に関し、必要な事項を定めるものとする。	
項を定めるものとする。 2 本学におけるハラスメントの対応については、 <u>ガイドライン</u> に 定めのある場合のほか、 <u>この規程</u> に定めるところによる。 (新設)	 2 本学におけるハラスメント・性暴力等の対応については、この 規程に定めのある場合のほか、国立大学法人東京農工大学ハラ スメント・性暴力等防止及び対策ガイドライン(以下「ガイド ライン」という。) に定めるところによる。 3 本学は、ハラスメント・性暴力等の対応に当たっては、事案の 	
(適用範囲等) 第2条 この規程は、本学のキャンパスの内外並びに勤務、授	内容及び相談者の要望等に応じて、警察、医療機関、性犯罪・性暴力に係る支援センター等の学外機関との連携を図るものとする。 (適用範囲等) 第2条 この規程は、本学のキャンパスの内外並びに勤務、授	
業、研究及び課外活動等の時間の内外を問わず、次に掲げる本 学の構成員(以下「構成員」という。)の間におけるハラスメン トについて適用する。	業、研究及び課外活動等の時間の内外を問わず、次に掲げる本学の構成員(以下「構成員」という。)の間におけるハラスメント・性暴力等について適用する。	

(1)~(4) (略)

2 構成員であった者から、次条第9号に定める<u>苦情</u>申立てがあった場合は、当該<u>苦情</u>申立ての日が、構成員でなくなった日から3年以内で、かつ、第5条に規定するハラスメント防止・対策委員会が特に必要と認める場合に限り、当該<u>苦情</u>申立てを受理するものとする。

(定義)

- 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。
 - (1) ハラスメント 差別意識に基づき、あるいは権力関係を用いて不適切な言動を行い、これによって相手に精神的・身体的な面を含めて、修学・研究や職務遂行に関連して不利益や損害を与えること及びストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)に規定するつきまとい等をいう。

(新設)

(新設)

- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) 相談者 ハラスメントに関する相談を申し出たすべての者

(1)~(4) (略)

2 構成員であった者から、次条第<u>11</u>号に定める申立てがあった場合は、当該申立ての日が、構成員でなくなった日から3年以内で、かつ、第5条に規定するハラスメント<u>・性暴力等</u>防止対策委員会が特に必要と認める場合に限り、当該申立てを受理するものとする。

(定義)

- 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。
 - (1) ハラスメント 差別意識に基づき、あるいは権力関係を用いて不適切な言動を行い、これによって相手に精神的・身体的な面を含めて、修学・研究や職務遂行に関連して不利益や損害を与えることをいう。

(2) 性暴力等

イ 性別、関係性及び理由の如何を問わず、同意なく行われる望まない性的な行為及び発言をいい、これにはセクシュアル・ハラスメントを含むものとする。

- <u>ロ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する</u> 法律(令和3年法律第57号)第2条第3項各号に定める児童 生徒性暴力等に該当する行為と同等の行為
- (3) 前2号の具体的な内容等については、ガイドラインにおいて例示し、周知するものとする。
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) 相談者 ハラスメント・性暴力等に関する相談を申し出た

をいう。

- (5) 申立人 ハラスメントに関する苦情を申し立てる者をい う。
- (6) 被申立人 ハラスメントを行ったと申し立てられた者をい う。
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) 苦情申立て ハラスメントに関する問題について、大学に 対して必要な対応又は具体的措置をとることを求めることを いう。
- (10) 調停 ハラスメントに関する問題を当事者双方の話合い で解決する手続をいう。

(学長の青務)

- 第4条 学長は、本学のハラスメントの防止及び対策に関し総括 する。
- 育若しくは研究環境の改善を行うことが必要であると認められ た場合は、速やかに、必要な措置を講ずるものとする。

(ハラスメント防止・対策委員会の設置)

第5条 本学に、ハラスメントの防止及び対策を適切に実施する ために、ハラスメント防止・対策委員会(以下「防止・対策委員 会」という。)を置く。

(防止・対策委員会の任務)

- 第6条 防止・対策委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。
 - (1) ハラスメント及び人権侵害の防止等に関する啓発活動及び

全ての者をいう。

- (7) 申立人 ハラスメント・性暴力等について申し立てる者を いう。
- (8) 被申立人 ハラスメント・性暴力等を行ったと申し立てら れた者をいう。

(9) (略)

(10) (略)

- (11) 申立て ハラスメント・性暴力等について、大学に対し て必要な対応又は具体的措置をとることを求めることをい う。
- (12) 調停 ハラスメント・性暴力等に関する問題を当事者双 方の話合いで解決する手続をいう。

(学長の青務)

- 第4条 学長は、本学のハラスメント・性暴力等の防止及び対策 に関し総括する。
- 2 学長は、ハラスメントの事実関係が認定され、就労、修学、教 2 学長は、ハラスメント・性暴力等の事実関係が認定され、就 労、修学、教育若しくは研究環境の改善を行うことが必要であ ると認められた場合は、速やかに、必要な措置を講ずるものと する。

(ハラスメント・性暴力等防止対策委員会の設置)

第5条 本学に、ハラスメント・性暴力等の防止及び対策を適切 に実施するために、ハラスメント・性暴力等防止対策委員会(以 下「防止対策委員会」という。)を置く。

(防止対策委員会の任務)

- 第6条 防止対策委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。
 - (1) ハラスメント・性暴力等及び人権侵害の防止等に関する啓

研修等の企画並びに実施に関すること。

- (2) ハラスメントの審査、救済措置、事実調査、事実認定、対応策の検討、勧告及び調停に関すること。
- (3) ハラスメントに関して、被害の救済及び環境の改善等のための対応又は措置に関する関係部局に対する指導・助言等に関すること。
- (4) 本学におけるハラスメントに関する概要をまとめ、年度ごとに公表すること。
- (5) その他ハラスメントの防止及び対策に関すること。
- 2 防止・対策委員会は、ハラスメントに関する被害の救済及び環境の改善等のためにとるべき措置その他個別の事案への対応策をまとめたときは、部局長に勧告するとともに、学長へ報告するものとする。

(防止・対策委員会の組織)

第7条 防止<u>・</u>対策委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)~(10) (略)

- 2 (略)
- 3 第13条に規定するハラスメント調査委員会及び第18条に規定するハラスメント調停委員会を組織する場合、当該事案においてハラスメントの当事者が、防止・対策委員会委員であるときには、この規程に基づく当該事案の処理が完了するまでは、当該委員の職務を行うことができない。

(防止・対策委員長及び副委員長)

発活動及び研修等の企画並びに実施に関すること。

- (2) ハラスメント<u>・性暴力等</u>の審査、救済措置、事実調査、事実認定、対応策の検討、勧告及び調停に関すること。
- (3) ハラスメント・性暴力等に関して、被害の救済及び環境の 改善等のための対応又は措置に関する関係部局に対する指 導・助言等に関すること。
- (4) 本学におけるハラスメント<u>・性暴力等</u>に関する概要をまとめ、年度ごとに公表すること。
- (5) その他ハラスメント<u>・性暴力等</u>の防止及び対策に関すること。
- 2 防止対策委員会は、ハラスメント<u>・性暴力等</u>に関する被害の救済及び環境の改善等のためにとるべき措置その他個別の事案への対応策をまとめたときは、部局長に勧告するとともに、学長へ報告するものとする。

(防止対策委員会の組織)

第7条 防止対策委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)~(10) (略)

- 2 (略)
- 3 第13条に規定するハラスメント・性暴力等調査委員会及び第18条に規定するハラスメント・性暴力等調停委員会を組織する場合、当該事案においてハラスメント・性暴力等の当事者が、防止対策委員会委員であるときには、この規程に基づく当該事案の処理が完了するまでは、当該委員の職務を行うことができない。

(防止対策委員長及び副委員長)

- 第8条 防止・対策委員会に委員長を置き、前条第1項に規定する委員の中から学長が指名する。
- 2 (略)
- 3 委員長は、防止・対策委員会を招集し、その議長となる。
- 4 (略)

(防止・対策委員会の会議等)

- 第9条 防止・対策委員会は、委員長が第6条の任務を遂行する ために必要と認める場合に招集する。ただし、ハラスメントに 関する苦情申立てがなされた場合は、直ちに招集しなければな らない。なお、委員長が明らかに当該苦情申立てを受理するこ とが妥当でないと判断した場合は、防止・対策委員会の招集を 要しない。この場合において、委員長は、不受理の決定及びそ の理由を文書で申立人へ通知し、説明を行うものとする。
- 2 防止<u>・</u>対策委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を 開き、議決することができない。
- 3 防止<u>・</u>対策委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 防止<u>・</u>対策委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 5 防止・対策委員会は、学長が必要と認め、かつ申立人の了解が 得られた場合には、当該事案の概要を公表しなければならな い。

(相談員の配置)

第10条 本学にハラスメントの相談に応じるため、府中地区及び 小金井地区にハラスメント相談室を設置し、ハラスメント相談 員(以下「相談員」という。)を置く。

- 第8条 防止対策委員会に委員長を置き、前条第1項に規定する 委員の中から学長が指名する。
- 2 (略)
- 3 委員長は、防止対策委員会を招集し、その議長となる。
- 4 (略)

(防止対策委員会の会議等)

- 第9条 防止対策委員会は、委員長が第6条の任務を遂行するために必要と認める場合に招集する。ただし、ハラスメント・性暴力等について申立てがなされた場合は、直ちに招集しなければならない。なお、委員長が明らかに当該申立てを受理することが妥当でないと判断した場合は、防止対策委員会の招集を要しない。この場合において、委員長は、不受理の決定及びその理由を文書で申立人へ通知し、説明を行うものとする。
- 2 防止対策委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
- 3 防止対策委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 防止対策委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 5 防止対策委員会は、学長が必要と認め、かつ申立人の了解が得られた場合には、当該事案の概要を公表しなければならない。

(相談員の配置)

第10条 本学にハラスメント<u>・性暴力等</u>の相談に応じるため、府中地区及び小金井地区にハラスメント<u>・性暴力等</u>相談室<u>(以下</u><u>「相談室」という。)</u>を設置し、ハラスメント<u>・性暴力等</u>相談員(以下「相談員」という。)を置く。

2 • 3 (略)

4 相談員は、防止・対策委員会、調査委員会及び調停委員会(以下「各委員会」という。)の委員を兼務できない。

5 (略)

(相談員の任務)

- 第12条 相談員は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 相談者の立場に立って相談に応じ、相談者の意思を確認し、防止・対策委員会に申立ての内容を取り次ぐこと。

(2) (略)

2~4 (略)

- 5 相談員は、相談のみで中断又は終了した場合、あるいは、<u>苦情</u>申立てを防止<u>・</u>対策委員会に取り次いだ場合においても、相談内容の概要と相談件数を当事者双方匿名で、定期的に防止<u>・</u>対策委員会に報告するものとする。
- 6 相談員は、ハラスメントに関する事態が重大で改善措置が緊急 に必要であると認めた場合には、直ちに防止・対策委員会にそ の旨を報告しなければならない。この場合においても、相談者 の意思をできる限り尊重するものとする。
- 7 相談員は、防止<u>・</u>対策委員会に申立ての内容を取り次いだ後 も、相談者に経過を報告するものとする。

8 (略)

(ハラスメント調査委員会の設置)

第13条 防止・対策委員会は、ハラスメントに関して相談者から <u>苦情</u>申立てがあったときは、防止・対策委員会の下に、当該事

2 • 3 (略)

4 相談員は、防止対策委員会、第13条に規定するハラスメント・ ト・性暴力等調査委員会及び第18条に規定するハラスメント・ 性暴力等調停委員会(以下「各委員会」という。)の委員を兼務 できない。

5 (略)

(相談員の任務)

- 第12条 相談員は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 相談者の立場に立って相談に応じ、相談者の意思を確認し、防止対策委員会に申立ての内容を取り次ぐこと。
 - (2) (略)

2~4 (略)

- 5 相談員は、相談のみで中断又は終了した場合、あるいは、申立 てを防止対策委員会に取り次いだ場合においても、相談内容の 概要と相談件数を当事者双方匿名で、定期的に防止対策委員会 に報告するものとする。
- 6 相談員は、ハラスメント<u>・性暴力等</u>に関する事態が重大で改善措置が緊急に必要であると認めた場合には、直ちに防止対策委員会にその旨を報告しなければならない。この場合においても、相談者の意思をできる限り尊重するものとする。
- 7 相談員は、防止対策委員会に申立ての内容を取り次いだ後も、相談者に経過を報告するものとする。

8 (略)

(ハラスメント・性暴力等調査委員会の設置)

第13条 防止対策委員会は、ハラスメント・性暴力等に関して相談者から申立てがあったときは、防止対策委員会の下に、当該

案に関する調査・被害救済手続を扱う非常設的組織として、ハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置することができる。

- 2 防止・対策委員会は、相談者からの<mark>苦情</mark>申立てがない場合にも、ハラスメントに関する相談を行った事案について、事態が重大で制裁や改善措置が緊急に必要であると認めた場合には、当該事案に対応するために、直ちに調査委員会を設置することができる。この場合においても、相談者の意思をできる限り尊重するものとする。
- 3 防止・対策委員会は、第1項又は前項に基づき調査委員会を設置した場合には、直ちにその旨を、当該事案の当事者の所属部局長等に連絡するとともに、当該事案の当事者にも通知するものとする。

(調查委員会委員長)

第14条 調査委員会に委員長を置き、防止<u>・</u>対策委員長が指名する。

(調査委員会の組織)

第15条 調査委員会委員長は、防止・対策委員会があらかじめ作成した候補者名簿から男女及び当事者双方の所属のバランスを十分考慮し、委員を2名以上指名する。

2~4 (略)

5 選任された調査委員会委員について、申立人から不服が申し立 てられた場合には、防止・対策委員会は、その不服について検 計しなければならない。

(調査委員会の任務)

第16条 調査委員会は、次に掲げる事項を行う。

(1) (略)

事案に関する調査・被害救済手続を扱う非常設的組織として、 ハラスメント・性暴力等調査委員会(以下「調査委員会」とい う。)を設置することができる。

- 2 防止対策委員会は、相談者からの申立てがない場合にも、ハラスメント・性暴力等に関する相談を行った事案について、事態が重大で制裁や改善措置が緊急に必要であると認めた場合には、当該事案に対応するために、直ちに調査委員会を設置することができる。この場合においても、相談者の意思をできる限り尊重するものとする。
- 3 防止対策委員会は、第1項又は前項に基づき調査委員会を設置 した場合には、直ちにその旨を、当該事案の当事者の所属部局 長等に連絡するとともに、当該事案の当事者にも通知するもの とする。

(調查委員会委員長)

第14条 調査委員会に委員長を置き、防止対策<u>委員会</u>委員長が指 名する。

(調査委員会の組織)

第15条 調査委員会委員長は、防止対策委員会があらかじめ作成 した候補者名簿から男女及び当事者双方の所属のバランスを十 分考慮し、委員を2名以上指名する。

2~4 (略)

5 選任された調査委員会委員について、申立人から不服が申し立てられた場合には、防止対策委員会は、その不服について検討しなければならない。

(調査委員会の任務)

第16条 調査委員会は、次に掲げる事項を行う。

(1) (略)

(2) 事実調査の結果及びそれに基づく事実認定に関する意見を、防止・対策委員会に報告すること。

(当事者への通知等)

- 第16条の2 防止・対策委員会は、調査委員会の調査結果に基づき結論を出したときには、速やかにその内容を文書で当事者に通知し、説明をしなければならない。
- 2 当事者は、前項の説明の内容に不服があるときは、説明を受けた日から2週間以内に、別紙様式により防止・対策委員会へ不服申立てを行うことができる。
- 3 防止<u>・</u>対策委員会は、前項の不服申立てがあった場合、その妥当性について審議し、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) • (2) (略)

4 • 5 (略)

(特例としての緊急避難措置)

第17条 防止・対策委員会委員長は、相談者からの正式な苦情申立ての有無に関わらず、相談員から事態が重大で改善措置が緊急に必要であるとの報告を受けた場合には、調査委員会による報告を待たずに、委員会名で当事者双方の所属部局長等(以下この条において「部局長等」という。)に対し、緊急避難措置勧告をすることができる。この場合においても、相談者の意思をできる限り尊重するものとする。

2 (略)

(ハラスメント調停委員会の設置)

第18条 相談者が、当事者の話合いによる解決を求めた場合、防止・対策委員会は、ハラスメント調停委員会(以下「調停委員会」という。)を設置することができる。

(調停委員会の組織)

(2) 事実調査の結果及びそれに基づく事実認定に関する意見を、防止対策委員会に報告すること。

(当事者への通知等)

- 第16条の2 防止対策委員会は、調査委員会の調査結果に基づき 結論を出したときには、速やかにその内容を文書で当事者に通 知し、説明をしなければならない。
- 2 当事者は、前項の説明の内容に不服があるときは、説明を受けた日から2週間以内に、別紙様式により防止対策委員会へ不服申立てを行うことができる。
- 3 防止対策委員会は、前項の不服申立てがあった場合、その妥当性について審議し、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) • (2) (略)

4 • 5 (略)

(特例としての緊急避難措置)

- 第17条 防止対策委員会委員長は、相談者からの正式な申立ての有無に関わらず、相談員から事態が重大で改善措置が緊急に必要であるとの報告を受けた場合には、調査委員会による報告を待たずに、委員会名で当事者双方の所属部局長等(以下この条において「部局長等」という。)に対し、緊急避難措置勧告をすることができる。この場合においても、相談者の意思をできる限り尊重するものとする。
- 2 (略)

(ハラスメント・性暴力等調停委員会の設置)

第18条 相談者が、当事者の話合いによる解決を求めた場合、防止対策委員会は、ハラスメント<u>・性暴力等</u>調停委員会(以下「調停委員会」という。)を設置することができる。

(調停委員会の組織)

第19条 調停委員会委員は、3名とし、防止・対策委員会があらかじめ作成した候補者名簿から同委員会が指名する。当事者の相談に関与した者は、委員になることができない。

(調停委員会の任務)

- 第20条 調停委員会は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 当該申立てに係る当事者の調停が成立したときは、合意文書で確認するとともに防止・対策委員会に報告すること。
 - (4) 調停が不成立の場合には、防止<u>・</u>対策委員会に報告すること。

(相談者又は申立人の意思及び主体性の尊重)

第21条 ハラスメントに関する相談から<mark>苦情</mark>申立てまでの全ての 段階において、相談者又は申立人の意思はできる限り尊重され なければならず、相談員及び委員は、解決策を押し付けたり、 誘導したりすることのないよう留意しなければならない。

(相談員等の守秘義務及びプライバシーの保護等)

第22条 (略)

- 2 (略)
- 3 ハラスメントに関する相談は、相談者が希望する場合は匿名扱いとすることができる。ただし、<mark>苦情</mark>申立て及び調査については、防止<u>・</u>対策委員会委員長が必要と認める場合を除き、当事者については匿名扱いとすることはできない。

(不利益な取り扱いの禁止)

第23条 学長、部局長及びその他の職員は、相談若しくは当該被害救済手続への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした職員又は学生に対し、そのことをもって不利益な取り扱い

第19条 調停委員会委員は、3名とし、防止対策委員会があらか じめ作成した候補者名簿から同委員会が指名する。当事者の相 談に関与した者は、委員になることができない。

(調停委員会の任務)

- 第20条 調停委員会は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 当該申立てに係る当事者の調停が成立したときは、合意文書で確認するとともに防止対策委員会に報告すること。
 - (4) 調停が不成立の場合には、防止対策委員会に報告すること。

(相談者又は申立人の意思及び主体性の尊重)

第21条 ハラスメント・<u>性暴力等</u>に関する相談から申立てまでの全ての段階において、相談者又は申立人の意思はできる限り尊重されなければならず、相談員及び委員は、解決策を押し付けたり、誘導したりすることのないよう留意しなければならない。

(相談員等の守秘義務及びプライバシーの保護等)

第22条 (略)

- 2 (略)
- 3 ハラスメント<u>・性暴力等</u>に関する相談は、相談者が希望する場合は匿名扱いとすることができる。ただし、申立て及び調査については、防止対策委員会委員長が必要と認める場合を除き、 当事者については匿名扱いとすることはできない。

(不利益な取扱いの禁止)

第23条 学長、部局長及びその他の職員は、相談若しくは当該被害救済手続への協力その他ハラスメント・性暴力等に関して正当な対応をした職員又は学生に対し、そのことをもって不利益

をしてはならない。

(部局長の責務)

- 第24条 部局長は、当該部局におけるハラスメントの防止に努めるものとする。
- 2 部局長は、防止・対策委員会から、ハラスメントに関する被害の救済及び環境の改善のためにとるべき措置その他個別の事案への対応策について勧告を受けた場合は、それに適切に対応しなければならない。
- 3 部局長は、再発防止のため改善措置を講じ、学長及び防止<u>・</u>対 策委員会に報告するものとする。

別紙様式(第16条の2第2項関係)

不服申立書

「別紙参照]

附 則(令和6年1月29日規程第51号) この規程は、令和6年1月29日から施行する。 な取扱いをしてはならない。

(部局長の責務)

- 第24条 部局長は、当該部局におけるハラスメント<u>・性暴力等</u>の 防止に努めるものとする。
- 2 部局長は、防止対策委員会から、ハラスメント<u>・性暴力等</u>に関する被害の救済及び環境の改善のためにとるべき措置その他個別の事案への対応策について勧告を受けた場合は、それに適切に対応しなければならない。
- 3 部局長は、再発防止のため改善措置を講じ、学長及び防止対策 委員会に報告するものとする。

別紙様式(第16条の2第2項関係)

不服申立書

[別紙参照]

(改正)

不服申立書

○年○月○日

不服申立書

○年○月○日

国立大学法人東京農工大学長 殿

不服申立人 所属 氏名(自署)

○○年○月○日付け 農工大○第○一○号の文書により通知のあった内容に対し、 国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程第16条の2第 2項の規定に基づき、次のとおり不服申立てをします。

- 1 不服申立てに係る通知を受け取った年月日 ○年○月○日
- 2 不服申立ての理由
- 3 添付書類(主張を裏付ける資料等があれば添付する)
- (1) 0000 1通
- (2) 0000 1通

国立大学法人東京農工大学長 殿

不服申立人 所属

氏名(自署)

○○年○月○日付け 農工大○第○一○号の文書により通知のあった内容に対し、 国立大学法人東京農工大学ハラスメント・性暴力等の防止及び対策等に関する規程第1 6条の2第2項の規定に基づき、次のとおり不服申立てをします。

- 1 不服申立てに係る通知を受け取った年月日 ○年○月○日
- 2 不服申立ての理由
- 3 添付書類(主張を裏付ける資料等があれば添付する)
- (1) 0000 1通
- (2) 0000 1通